

社会教育主事について

社会教育主事（以下、「社教主事」）は、社会教育法により教育委員会事務局必置職員であり、教育公務員特例法の適用を受ける社会教育の専門職である。換言すれば、公務員の社会教育専門家である。社教主事の採用（任用）は、大学等で所定の24単位を取得した者からが本来であるが、経過措置的である、所定の9単位を講習会で取得した教員からの採用（任用）が主流である。この問題点は多くの研究者が指摘している。

解説教育六法編集委員会『解説教育六法』（三省堂、1992）の社会教育法第9条の四の解説では「社会教育主事に資格付与は専門課程をおく大学での養成に基づくのが原則であり、経過措置としてとられた講習による資格付与が大学における養成と同じ位置を与えているのは疑問がある」。蛭田道春『社会教育主事の歴史研究』（学文社、1999）では「社会教育主事の養成はこの正規の過程（大学）を経て来た者こそ、真の社会教育の狙い得るものと考えられる」とあり、社会教育主事講習の養成は「臨時的な養成」と明記している。香川正弘・宮坂広作編『生涯学習の創造』（ミネルバ書房、1994）では「講習会という安易な養成方式が主流となっているのも特徴（問題）の一つである」。岡東壽隆『地域における生涯学習の支援システム』（東洋館出版社、1997）では「大学で専門教育を受けた人材の採用、あるいは高等教育レベル相当の教育に加えて社会教育の知識・技術を備えた人材の登用が期待される」。大槻宏樹等『生涯学習関係職員養成の総合的研究』（2002）では社会教育主事講習を教授する側からも「受講者の圧倒的多数が現役の教員であり、受講して資格を取得しても、その後社会教育に一生捧げるわけではないと思われるため、いささか無力感がある」等多数ある。

また、社教主事を採用している大阪市（倍率は20から30倍）は、研究者を始め多くの社会教育職員からも高い評価を受けている。また、東京都、岡山市、特別区（東京都）、鳩ヶ谷市（埼玉県）、木更津市（千葉県）、名古屋市等は社会教育実践として全国的に高い評価を受け、共通しているのは社教主事を採用、または行政職員から任用している自治体である。その他、生涯学習社会の重要性を認識した静岡県の社会教育委員会の答申でも社教主事の任採用の必要性を指摘している。以上のように、「社教主事（社会教育の仕事）は教員がなるもの」ということは誤解であり、社会教育法の趣旨にも反している。社会教育の経験と知識のある人なら誰でも知っていることである。

愛知県では、平成14年度、市町村派遣を含む社教主事は33人いるが、そのすべてが学校教員である。そして、過去の人事異動が示すように、社教主事任命後数年間すると、教頭及び校長になる。つまり、社教主事が学校管理職になるための割当職になっている。学校教員は、本来の職務とは違う社教主事なる意思はなく、社会教育主事講習に行かされ、やむ負えず任命を受け入れ、現実の仕事では、主体性、積極性に欠け、専門性も低い。また、社会教育施設は現在利用率が求められているが、これらの職員ではさらに利用率の低下要因になり、統廃合の理由になってしまうという悪循環に陥っている。

学校教員のみしか社教主事及び社会教育の企画立案の仕事につけないという法規及び条例規則上の根拠はない。よって、社教主事の有資格者や主体性・積極性のある行政職員に開放していくことは、学校教員自身も望んでいることであり、最終的には市民サービスの向上につながることを確信している。